

長 建 協 発 第498 号
平成22年 3月10日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

国土交通省九州地方整備局における「設計変更審査会」の
活用について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省九州地方整備局では、「いきいき現場づくり」の施策の一環として、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みとして、「設計変更審査会」を各出先事務所（長崎河川国道事務所等）に設置しております。

同審査会の内容は別添のとおりですが、実施する工事で、「【H21年度】各事務所発注件数の1割以上及び工事の一時中止が1ヶ月以上予想される工事で実施」とあるのは、発注者側が実施する工事で、施工業者からは問題があると思われる工事について担当職員に申し入れると対応していただけるとのことでありますので、ご活用下さるようご案内申し上げます。

追って、別添資料は、九州地方整備局ホームページにも掲載されておりますことを申し添えます。

※アクセス

「九州地方整備局」→「いきいき現場づくり」→「いきいき現場づくりの施策」

→「設計変更審査会」